

新たな機関の設置について

I 新たな機関の名称について

新たな機関の名称は、 八代市地域づくり会議 とします。

II 設置要綱（案）について

「八代市地域づくり会議」の設置に関して、次のとおりルールを定めます。

1 設置

（設置）

第1条 市民の意見を市政に反映させるため、八代市地域づくり会議（以下「地域づくり会議」という。）を設置する。

☞設置の目的は、

地域審議会と同様に、市民の意見をきめ細やかに施策に反映することです。

☞機関の名称は、

地域に係る施策や課題等に関して、地域住民の意見を伺う場とすることから、「地域づくり会議」とします。



2 所掌事務

（所掌事務）

第2条 地域づくり会議は、市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言するものとする。

2 地域づくり会議は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- （1）市町村合併の検証に関する事項
- （2）地域に係る施策及び課題に関する事項
- （3）その他地域づくり会議が必要と認める事項

☞地域づくり会議の役割としては、

①市長の求めに応じて協議・提言、②市長に意見を述べることの2つがあります。

☞具体的には、

他の審議会や委員会に属さない「市町村合併の検証」などの事項について、ご意見を伺います。



3 組織

(組織)

第3条 地域づくり会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市内に住所を有する者のうちから、地域、年齢、性別に偏りが無いよう配慮し、市長が委嘱する。

3 地域づくり会議は、必要に応じて特定の事項について調査、研究するため分科会を設置することができる。

☞委員の人数は、

八代・坂本・千丁・鏡・東陽・泉の6地域からそれぞれ5名とし、合計で30名以内とします。

- ・概ね50才以上の方 2名(男女各1名)
- ・概ね49才以下の方 2名(男女各1名)
- ・公募 1名(性別不問)

☞地域づくり会議の中で、必要に応じて、「地域分科会」などの設置ができます。



4 任期等

(任期等)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

☞委員の任期は、約2年です。

☞市民による会議であるため、市外へ転出された場合は、委員であることができないものとします。



5 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第5条 地域づくり会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、地域づくり会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



☞委嘱後最初の会議で、委員の互選により、会長と副会長を決めます。

6 会議の招集

(会議の招集)

第6条 地域づくり会議は、会長が招集する。

2 地域づくり会議の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。



☞ 会議の招集は、会長が行いますが、会長が決まっていない初回は、市長が招集することとします。

☞ 委員30名のうち15名以上の出席で会議が成立します。

7 委任

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域づくり会議の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。



☞ 基本的な事項を定めるこの要綱のほか、会議の運営や委員の選考などに関する詳細な事項は別に定めます。

※上記の要綱案については、制定の過程で表現方法等が修正される場合があります。

Ⅲ 今後のスケジュールについて

時期（案）	内容
平成28年2月	八代市法令審議会
平成28年4月1日	設置要綱施行
平成28年4月	公募委員募集
平成28年5月	委員の選考
平成28年6月	第1回会議（委嘱状交付）